

目的達成のための具体的取組

基本目標 1 : P.1 ~ P.12

市民が主体となったまちづくりと効率的で信頼される行財政運営

基本目標 2 : P.13 ~ P.36

自然と共生し快適に暮らせるまち

重点目標1-1 市民が主体の住民自治のまち

個別目標1-1-1

市民が地域自治に参加し、住民主体のまちづくりが行われている

個別目標を達成するための基本的な考え方

地方分権の進展に伴い、地方都市における都市内分権への取り組みの必要性が高まるなか、身近な地域の問題は地域で解決する住民主体のまちづくりを実現することが求められています。

本市では、地域住民の意見を市政に反映させるための組織として、20 の地域自治区と 1 つの合併特例区において地域協議会などが設置され、まちづくりにおける地域の枠組みは整っていますが、地域団体への加入者の減少、リーダーの固定化や高齢化といった課題を抱えています。

そのため、研修会や講習会の開催など、地域が実施する人材育成の取り組みを支援するとともに、今後も継続してまちづくりが進められるよう、地域自治区（合併特例区を含む）ごとのまちづくり計画策定によって、市民・地域団体・事業者との連携による活発な活動を促します。

また、各地域団体が適切な責任と権限のもと、市民が主体となった住民自治のまちを目指し、地域の課題に対して効果的に取り組むことのできる仕組みづくりを促進します。

成果指標

目標1-1-1 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23 (2011) 年度	目標値 (中間年度) H27 (2015) 年度	目標値 (最終年度) H29 (2017) 年度
成果指標 1 課題解決に向けた地域自治区単位での事業数	380 事業	400 事業	400 事業
成果指標 2 「地域住民によるコミュニティ活動の支援」に満足している市民の割合 (市民意識調査)	34.8%	39.0%	42.0%
新 成果指標 3 地域まちづくり推進委員会の構成員数	2,057人	2,360人	2,530人

実現するための主要施策

目標 1-1-1	
<p>施策 1 地域自治区などを中心としたまちづくりの促進</p>	<p>◆<u>地域協議会が中心となって策定する地域自治区(合併特例区を含む)ごとのまちづくり計画づくりを支援し、住民主体のまちづくりを促進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動交付金事業 ・地域協議会の管理運営 ・小・中学校区単位のまちづくりの推進
<p>施策 2 自治会など地域の各種団体の活性化</p>	<p>◆<u>従来からの支援に加え、地域自治区ごとに策定するまちづくり計画のもと、地域の各種団体の役割分担や連携強化を図り、団体の活性化に取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動交付金事業 ・地域協議会の管理運営 ・自治会助成事業 ・防犯灯の維持管理、新設費の助成 ・自治公民館活動推進事業
<p>施策 3 まちづくりリーダーの育成</p>	<p>◆<u>地域が実施する人材育成の取り組みを支援し、まちづくりが継続して進められるよう努めます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ活動交付金事業 ・地域協議会の管理運営 ・小・中学校区単位のまちづくりの推進

市民としてできること（仮称）

目標 1-1-1
<p>身近な地域に関心を持ち、地域自治区（合併特例区を含む）や地域協議会について理解を深めます。</p> <p>また、地域の課題解決に向けて自ら考え行動していけるよう、地域活動に積極的に参加します。</p>

**個別目標 1-1-2
市民との協働によるまちづくりが実践されている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

地方分権の進展や社会構造の変化に伴い、市民の行政に対するニーズは複雑・多様化し、これまでのように、行政だけで市民ニーズに対応していくことは困難であると考えられます。

そのような中、特に東日本大震災以降、行政と市民、地域コミュニティ組織、NPO、事業者などとの連携である「新しい公共」の必要性が再認識されています。

本市は平成 13 年に宮崎市市民活動推進条例を施行しました。現在、市内では多くの市民活動団体が活動しており、市民活動団体と行政との協働事業数も増加傾向にあります。

また、各審議会や市民会議など様々な場面で、市民からの意見や提言を参考にしてまちづくりの検討を進めていますが、行財政改革の検証や行政評価など市政を進めるうえで、引き続き市民が参画する場や機会を創出する必要があります。

そのため、市民が市民活動に参加しやすい環境づくりに努めるとともに、市民からの意見や提言が市政に適切に反映される仕組みを構築し、市民との協働のまちづくりの実現に取り組みます。

成果指標

目標 1-1-2 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23 (2011) 年度	目標値 (中間年度) H27 (2015) 年度	目標値 (最終年度) H29 (2017) 年度
成果指標 1 宮崎市市民活動センター登録団体数	899 団体	960 団体	990 団体
成果指標 2 協働で行われている事業の数	259 事業	280 事業	290 事業

実現するための主要施策

目標1-1-2	
<p>施策1 市民主体の活動の支援</p>	<p>◆市民活動団体間の連携や、市民活動と地域の連携が図られるよう市民活動センターの機能を充実するとともに、市民が市民活動に参加しやすい環境整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動センターの運営 ・災害時救援ボランティアコーディネーター事業 ・災害ボランティア活動整備事業(予定) ・宮崎市民活動支援基金の活用 ・地域とNPOとの架け橋事業
<p>施策2 協働事業の推進</p>	<p>◆協働のまちづくりを念頭に、市民と行政に加え、事業者やNPO等の様々な団体との連携を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とNPOとの架け橋事業 ・市民活動センターの運営 ・協働アセスメント機関委員の設置 ・協働推進員の設置

市民としてできること（仮称）

目標1-1-2	
<p>協働のまちづくりにおける市民の役割を認識し、まちづくりに対して積極的な提案や参加を行います。</p>	

重点目標1-2 効率的で信頼される行政経営

個別目標1-2-1

効率的で信頼される行政運営が行われている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市においては少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、税収の伸びが見込めない限られた財源の中で、複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、より簡素で効率的な行財政運営に取り組むことが求められています。

そのため、事務事業及び組織・機構の積極的な見直しや民間事業者の活用等により、適正な定員管理と市民サービスの向上に努めるとともに、能力と意欲をもった職員を育成するため、「新宮崎市人材育成基本方針」(平成20年度策定)に沿って、各種研修などの充実を図ります。

また、市民の市政に対する理解と信頼を高めるためには、責任ある行政主体として運営の透明性を確保することが重要です。

そのため、市民が市政について政策判断できるよう、政策・施策の成果を検証できる行政評価制度の確立に取り組むとともに、情報公開制度の適切な運用に努めます。

さらに、今後は公共施設の更新や維持管理に関して多額の財政負担が想定されることから、「宮崎市公共施設経営基本方針」(平成23年度策定)に基づき、適正な施設配置や長寿命化の推進などに取り組むことにより、最適な公共施設サービスの提供を図ります。

成果指標

目標1-2-1 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 行財政改革による節減 (効果)額	現在集計中 (H22:17億円)	行財政改革大綱で 定める	行財政改革大綱で 定める
成果指標2 職員数(定員適正化計画)	2,599人 (H24.4)	定員適正化計画で 定める	定員適正化計画で 定める
新 成果指標3 公共施設の維持管理適正 化計画策定の進捗率	0%	30%	100%

実現するための主要施策

目標1-2-1	
新	<p>施策1 適正な定員管理の推進</p> <p>◆事務事業及び組織・機構の積極的な見直しにより、適正な定員管理に努めます。</p>
	<p>施策2 民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応</p> <p>◆業務の外部委託化など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの充実につなげます。</p>
	<p>施策3 「能力」と「意欲」をもった人材（職員）の育成</p> <p>◆「新宮崎市人材育成基本方針」に掲げる職員像を目標に、基本・特別研修や派遣研修の充実、自己啓発の支援、職場研修の推進に努めます。</p>
	<p>施策4 行政評価の推進</p> <p>◆事業評価を実施し、事務事業の改善を図るとともに、市長の政策判断の材料として有効に活用します。 ◆引き続き、本市にふさわしい評価制度の検討を進めます。</p>
新	<p>施策5 情報公開の適切な運用</p> <p>◆宮崎市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適切な運用に努めます。</p>
新	<p>施策6 公共施設の「総量の最適化」と「質の向上」</p> <p>◆最適な量の保有、適正な配置による「総量の最適化」に取り組みます。また、継続して保有する施設の長寿命化、維持管理費の削減などの維持管理適正化計画を策定し、「質の向上」に取り組みます。</p>

市民としてできること（仮称）

目標1-2-1	
	<p>市政に関心を持つとともに、公共サービスの新しい担い手となるよう努めます。</p>

**個別目標1-2-2
財政が健全である**

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市では、真に必要な市民サービスを将来にわたって維持するため、理想とする財政のすがたを「自立した、持続可能な財政」として掲げ、市税をはじめとする自主財源を確保しながら、経営的視点をもって不断の歳出削減に取り組んでいるところです。

特に、少子高齢化の進展に伴い、福祉・医療・子育てなどの社会保障費の増大が今後も想定されることから、事業の実施に際しては選択と集中により、事業の必要性、有効性、効率性などを十分に考慮した予算配分を行うとともに、経費の節減や効率的な事業の執行を進め、徹底して歳出を抑制することが重要となっています。

今後とも、都市間競争に打ち勝つ実力のある中核市として大きく飛躍していくために、引き続き徹底した行財政改革に取り組み、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

成果指標

目標1-2-2 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
新	成果指標1 市債残高(※)	2,086億円 (普通会計ベース ・H23末見込み)	中期財政計画で 定める	中期財政計画で 定める
新	成果指標2 財政5基金残高	233億円 (H23末見込み)	中期財政計画で 定める	中期財政計画で 定める
	成果指標3 市税収納率(現年度分)	97.3%	98.1%	98.2%

※市債残高には宮崎公立大学の債務承継分(約15億円)を含みません。

実現するための主要施策

目標1-2-2	
<p>施策1 持続可能な財政構造の確立</p>	<p>◆中期財政計画を策定するとともに、決算分析や類似団体との財政状況の比較により、本市の財政状況の客観的な把握を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期財政計画の見直し ・中期財政計画を踏まえた予算編成 ・財政健全化指標の公表 ・上下水道事業マスタープランの見直し(平成26年度)
<p>施策2 実効ある歳入確保</p>	<p>◆より有利な起債を活用するとともに起債の資金調達コストの縮減や住民参加型市場公募債(みやざきアイビー債)の発行など資金調達の多様化を図ります。</p> <p>◆市税等の収納率の向上を目指すとともに、応益性の観点から使用料・手数料の適正化を行い、自主財源の確保に努めます。</p> <p>◆口座振替やコンビニエンスストア納付の利用拡大を図り、納期内納付を推進するとともに、財産差押えなどによる滞納処分の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやざきアイビー債の発行 ・格付の取得 ・搜索、差押え、公売等の滞納処分の強化 ・生活再建型滞納整理の推進 ・コンビニエンスストア納付の利用拡大
<p>施策3 不断の歳出削減</p>	<p>◆定員適正化計画に基づく人件費の削減、事務事業の見直しによる物件費の削減及び構造改革プランに基づく公共事業のコスト縮減等を実施します。</p>

市民としてできること(仮称)

目標1-2-2	
<p>市税等は納期限内に納めるとともに、市の財政状況に関心を持ちます。</p>	

**個別目標 1-2-3
市民の視点に立った行政サービスのできる市役所になっている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市を含め基礎自治体は、地方分権の担い手として、また、地域経営の主体者として、効率的な行政運営を行うことが重要です。また、多様化する市民ニーズに対応していくため、市民の視点に立った市民サービスの向上が求められています。

そのため、広報紙やホームページをはじめ、新聞やラジオなどのさまざまなメディアを活用して、市民に積極的に行政情報を提供するとともに、広聴機能を充実させ、あらゆる機会を捉え、市民から幅広く意見を聴くことにより、市民ニーズを的確に把握していきます。

また、市民サービスの拠点として、庁舎は安全で誰もが利用しやすい施設であることが求められます。そのため、ワンストップサービスの提供や案内標示等の充実など、機能強化を図ります。

さらに、市民の視点に立ち、迅速かつ丁寧な市民サービスを行うための職員研修を実施するなど、職員の資質向上を図ることにより、一層満足度の高い行政サービスの提供に努めます。

成果指標

目標 1-2-3 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23 (2011) 年度	目標値 (中間年度) H27 (2015) 年度	目標値 (最終年度) H29 (2017) 年度
新	成果指標 1 広報紙の内容が「おおむね理解できる」と感じる市民の割合 (市政モニターアンケート)	85.4% (H22 年度)	88.7%	90.0%
	成果指標 2 窓口対応など市民サービスに対する満足度 (市民意識調査)	50.9%	60%	60%

実現するための主要施策

目標1-2-3	
新 施策1 広報活動の推進	<p>◆市民に必要な情報を、簡潔で分かりやすく、効果的に提供するため、これまでの広報紙、新聞・ラジオ・ケーブルテレビなどの各種媒体に加え、ICT（情報通信技術）の活用を検討し、広報の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙の作成 ・新聞・テレビ・ラジオ等による広報 ・視覚障害者に対する広報 ・ホームページの運用 ・サンシャインコミュニティシステムの運用
新 施策2 広聴機能の充実	<p>◆コールセンターで問い合わせや意見を聴くことに加え、市民や事業者、市民活動団体との意見交換会、また市民アンケートを実施するなど、市民が主体的に市政に参加できる環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの運用 ・市政モニター制度 ・ふれあいトークやみやざきアイアイミーティングの開催
施策3 庁舎機能の充実	<p>◆市民サービスの向上や防災拠点としての機能強化など、庁舎としての機能を充実させるための取り組みを進めます。</p>
施策4 職員の資質向上	<p>◆接遇をはじめとした研修の充実を図ります。</p>

市民としてできること（仮称）

目標1-2-3
市民が必要とする情報が適切に発信されているか、また、行政サービスが適正に行われているか関心を持ちます。

**個別目標1-2-4
市域が均衡して発展している**

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市は、平成18年1月に佐土原町、田野町、高岡町と、平成22年3月には清武町と合併しました。

市域の均衡ある発展を図るため、合併時に策定した「新市建設計画」と「新市基本計画」の実施にあたっては、国庫補助事業や合併特例債等の活用に努めるなど、効果的かつ効率的な事業の推進を図るとともに、計画の円滑な実施に向け適切な進捗管理を行います。

また、旧町域においては、地域の歴史や文化といった地域資源を活用したまちづくりが進められていることから、地域の創意工夫ある主体的な取り組みを引き続き支援し、魅力あるまちづくりを推進します。

成果指標

目標1-2-4 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 公共下水道整備率 (旧3町域と旧清武町域と 旧宮崎市域)	旧3町域 78.0%	99.7%	100.0%
	旧清武町域 37.3%	78.4%	95.7%
	旧宮崎市域 97.7%	98.9%	100.0%
成果指標2 公共施設のバリアフリー 整備率 (旧3町域と旧清武町域と 旧宮崎市域)	旧3町域 71.8%	100.0%	100.0%
	旧清武町域 22.6%	61.3%	74.2%
	旧宮崎市域 99.0%	100.0%	100.0%

注：公共下水道整備率は整備区域内の整備率。
公共施設のバリアフリー整備率は、学校、市営住宅、公園トイレを除く。

実現するための主要施策

目標1-2-4	
<p>施策1 新市建設計画及び新市基本計画の着実な推進</p>	<p>◆均衡ある発展のため、最小の経費で最大の効果が上げられるように、新市建設計画及び新市基本計画の各実施計画の進捗管理を的確に行い、着実な計画の推進を図ります。</p>
<p>施策2 地域の特色を生かした施策の推進</p>	<p>◆旧町域の歴史や文化といった地域資源を生かした特色あるまちづくりを進めるための支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐土原藩歴史交流事業 ・田野町太鼓フェスティバルの開催 ・天ヶ城開門さくらまつりの開催 ・安井息軒顕彰事業

市民としてできること（仮称）

目標1-2-4	
<p>身近な地域に関心を持ち、地域の特色を生かしたまちづくりに取り組みます。</p>	

重点目標2-1 自然環境や景観を大切にしているまち

個別目標2-1-1

豊かな自然に親しみながら、生活を楽しむことができる

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市では、南北に伸びる海岸線、大淀川をはじめとする大小河川、市街地を取り囲む都市の借景となる田園やみどりなど、都市に隣接して豊かな自然があることが魅力のひとつです。しかし、こうした美しい自然環境や田園環境は、近年、農林業者の担い手不足や少子高齢化の進展などにより、維持が困難となりつつあります。

自然環境を守るには、行政と市民、事業者が一体となって取り組むことが必要であり、市民の環境意識を高めていくことが重要です。

本市の有する豊かな自然環境を生かし、将来を担う子どもたちが楽しみながら環境への理解を深める機会の創出や、体験指導や環境学習支援のための人材育成を進めていきます。

成果指標

目標2-1-1 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 自然体験活動参加者数	3,993人	4,600人	5,000人
成果指標2 環境学習パートナー派遣回数	30回/年度	34回/年度	38回/年度

実現するための主要施策

目標2-1-1	
<p>施策1 自然体験活動の充実</p>	<p>◆親子での自然体験、子どもたちの異年齢集団での遊び、宿泊など多様な野外活動体験の機会を設け、体験型教育の充実を図るとともに自然環境の保全に対する意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市砂の造形コンクール ・わくわくドキドキ自然体験事業 ・宮崎の自然と遊ぼう
<p>施策2 自然環境学習活動の推進</p>	<p>◆環境情報の提供や関係機関・団体との連携により環境学習の場や機会を創出し、自主的な環境学習の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境学習指導者養成講座開催 ・環境学習パートナーの派遣 ・こども自然体験教室開催 ・環境学習教材の貸出

市民としてできること（仮称）

目標2-1-1
<p>自然に関心を持ち、環境学習、体験活動等へ積極的に参加するとともに、身近な自然環境を大切にします。</p>

**個別目標2-1-2
環境保全に取り組み、循環型社会が形成されている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

地球温暖化をはじめとする環境問題は、依然として深刻な状況であり、さらに東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を契機に、わが国のエネルギー政策が見直される転機となっています。

そのような中、本市においては「宮崎市環境基本計画（第2次計画）」（平成19年度策定）に基づく総合的な取り組みを進めるなかで、本市の特性である「水と太陽と緑」を生かした独自の個性ある環境への取り組みを中心に、省エネルギー社会の推進やクリーンエネルギーの導入に取り組むとともに、市民や事業者意識啓発を図っています。

また、本市では、ごみの減量化の取り組みとして、リサイクルやリユースをはじめとする5R運動に取り組んでおり、その結果、市民1人あたりごみ排出量は減少傾向にあります。

一方、ごみの不法投棄が後を絶たない状況であるため、市民や関係機関と連携し、不法投棄をしない・させない環境づくりに取り組むことが求められています。

そのため、市民・事業者・行政が地球環境問題に関心を持つとともに、お互いの責任と役割を理解しながら、限られた資源を大切に利用して環境負荷の小さい資源循環型社会の実現を目指します。

成果指標

目標2-1-2 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
新	成果指標1 温室効果ガス削減	算定中		
	成果指標2 市民1日1人あたりごみ 排出量	1,021g (平成22年度)	983g(※)	968g(※)

※現在、宮崎市廃棄物処理基本計画を修正中のため、仮の数値です。

実現するための主要施策

目標2-1-2	
<p>施策1 地域密着型の地球温暖化対策の推進</p>	<p>◆地球温暖化に関する情報の共有や理解を深め、それぞれの立場で対策に取り組むとともに、<u>本市の気候特性を生かしたクリーンエネルギーの活用を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮崎市地球温暖化対策地域協議会の運営 ・地球温暖化防止実行計画事業 ・太陽エネルギー利用機器の導入促進
<p>施策2 ごみの減量化・資源化の推進</p>	<p>◆自然界から採取する資源を最小限に抑え、5R運動として、資源物の効率的な再利用をはじめ、ごみの減量化及び資源化に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の収集運搬 ・資源物の収集運搬 ・可燃物・不燃物・金属類の収集運搬 ・粗大ごみ等の収集運搬 ・家庭系生ごみの減量促進
<p>施策3 不法投棄対策の充実</p>	<p>◆市民や関係機関と連携し、不法投棄の監視体制の充実と不法投棄の多発箇所の情報共有に取り組むとともに、<u>不法投棄防止の啓発活動を推進します。</u></p> <p>◆<u>産業廃棄物許可施設等への立入検査や夜間休日等の監視パトロールにより、産業廃棄物の適正処理を図ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境美化の日、市民一斉清掃 ・不法投棄防止パトロール ・産業廃棄物許可施設への立入検査及び指導 ・産業廃棄物処理業者等への監視指導 ・建設リサイクル法等に基づく立入検査及び指導
<p>施策4 省エネルギー活動・クリーンエネルギー利用の促進・推進</p>	<p>◆市民や事業所が行う省エネルギー活動を支援するほか、<u>クリーンエネルギー利用促進の啓発を図ります。</u></p> <p>◆<u>公共施設におけるクリーンエネルギーの導入と有効利用を図ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギー利用機器の導入促進 ・みやざきエコアクション認証制度 ・家庭の省エネの推進 ・自然休養村センター等での天然ガスの有効利用

市民としてできること（仮称）

目標2-1-2
<p>ごみや地球環境問題に対する関心を高め、生活の中でできるだけごみを出さないように努めるとともに、資源の再利用に努めます。また、日常的に省エネルギーに努めるとともに、クリーンエネルギー設備の設置を心がけます。</p>

**個別目標2-1-3
大気・河川環境が良好に保たれている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

大気や河川環境は私たちの健康や生命に密接に影響するものであり、生物の生育、生態系の維持、水循環などにおいて重要な役割を果たすものです。

生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽）は生活環境の向上に寄与するとともに、河川などの水質保全にとって重要な施設であるため、整備費や維持管理費等を考慮し、地元住民の理解と協力を得ながら、地域の実情に応じた効率的な整備促進に取り組みます。

あわせて、大淀川など各河川の流域団体や関係機関との連携による河川環境保全のための啓発活動や、市民と事業者が一体となった河川浄化活動によって、良好な河川環境の保全を図ります。

大気については、汚染状況の常時監視を行うとともに、ばい煙等の排出規制により大気環境の保全に取り組みます。

成果指標

目標2-1-3 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 公共下水道普及率	83.3%	88.7%	<u>90.0%</u>
成果指標2 公共下水道水洗化率	92.3%	93.7%	<u>94.4%</u>
成果指標3 河川浄化活動による地域 河川のBOD値5mg/L以下 の達成率	98%	98%	<u>98%</u>

注：公共下水道普及率は、行政人口に対する処理区域内に住む人口の割合。その他の区域は、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽等により生活排水処理を行う。

実現するための主要施策

目標2-1-3	
<p>施策1 生活排水処理施設整備の促進</p>	<p>◆地域の実情に応じた生活排水処理施設の計画的な整備や適正な維持管理に取り組みます。下水道事業区域内においては、集合処理施設への接続を促進し、<u>区域外においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道事業 ・公設合併処理浄化槽事業 ・低地等污水ポンプ施設整備事業 ・水洗化普及促進員による戸別訪問
<p>施策2 河川浄化対策の推進</p>	<p>◆河川浄化推進協議会の取り組みへの支援、流域市町との連携強化など、地域の河川を地域主体で改善していく体制づくりに取り組みます。</p> <p>◆家庭でできる台所からの排水改善対策について市民への啓発に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川浄化推進協議会との合同河川パトロール水質検査 ・出前講座での水生生物調査 ・国・県・流域市町との啓発活動 ・ホタル保存会の活動支援・生息調査
<p>施策3 大気汚染防止対策の推進</p>	<p>◆大気汚染防止法に基づき、ばい煙・粉じんの発生施設の規制や大気の汚染状況の常時監視等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染の監視

市民としてできること（仮称）

目標2-1-3	
<p>家庭における生活排水対策に取り組み、美しい河川環境の保全に努めます。</p>	

**個別目標2-1-4
美しい景観が保たれている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

経済性や効率性だけを重視し、周辺との調和を欠いたまちづくりでは、様々な形態・色彩の建物や広告物などが雑然と立ち並び、自然環境が喪失するなど、地域の景観を損なうことが懸念されます。

美しい景観を形成することは、快適な生活環境を創出するだけでなく、来訪者にその地域らしさや、おもてなしの意を伝えるとともに、そこに暮らす人たちの地域に対する誇りと愛着を育むことにもつながります。

本市では、彩りと活力ある市街地、ゆとりとやすらぎの緑地、まちを縁取る山並みや海岸線など、それぞれの地域の特性を生かす取り組みを進めるとともに、公共空間の緑化、市民参加による花の植栽・違反広告物の除却活動などを、積極的に進めてきました。

今後は、これらの取組をさらに強化し、市民と一体となって、生活に潤いと安らぎを与える花や緑あふれるまちづくりを進めるとともに、本市の魅力を内外に発信する取り組みや地域の魅力を再発見する取り組みを通じて、美しく魅力ある景観づくりを進めていきます。

成果指標

目標2-1-4 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
新	成果指標1 景観関連イベント等の参加者数	2,400人	3,000人	3,300人
新	成果指標2 花いっぱい推進事業参加団体数	790団体	802団体	808団体
新	成果指標3 屋外広告物の許可申請率	60.6%	72.0%	75.0%

実現するための主要施策

目標2-1-4	
<p>施策1 美しく魅力ある景観づくりの推進</p>	<p>◆景観形成に関する市民への啓発や市民・事業者による景観まちづくり活動を支援・協働で行うことにより、美しく魅力ある景観づくりを推進します。</p> <p>◆<u>海岸松林の保全活動を通して、景観の向上を図ります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりの啓発 ・宮崎市景観まちづくり賞の実施 ・宮崎市景観アドバイザー制度 ・森林病虫害等の防除対策 ・海岸松林保全の自主管理支援
<p>施策2 緑豊かなまちづくりの推進</p>	<p>◆生活に安らぎと潤いを与え、都市の景観形成等に重要な役割を有する緑の保全、創出を図り、市民一体で緑豊かな都市環境づくりを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設アイビー緑化の推進 ・民間緑化の支援 ・緑の保全助成事業
<p>施策3 花のあふれるまちづくりの推進</p>	<p>◆花に関する市民活動と、花を通じた家庭や地域団体の交流を推進し、<u>「365日花のあふれるガーデンシティみやざき」づくりに取り組みます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンガーデン市民見学会の実施 ・花のまちづくりコンクールの実施 ・花と緑の景観拠点づくり ・ガーデンシティ市民活動の支援 ・花回遊エリア(スポット)づくり
<p>新 施策4 屋外広告物の適正化の推進</p>	<p>◆屋外広告物の適正化に向けたルールづくりを行い、宮崎らしい景観づくりへの誘導を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物許可事務 ・屋外広告物適正化推進計画の推進 ・地域活性化広告物連絡協議会の運営

市民としてできること（仮称）

目標2-1-4
<p>まちの景観に関心を持ち、花のまちづくりなどの市民活動に参加することで、魅力ある景観づくりに取り組みます。</p>

**個別目標2-1-5
農村環境が良好に保たれている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

近年、農業の担い手の高齢化や後継者不足により農業就業人口は減少傾向にあり、本来、農村集落が有する多様な生態系や景観などの多面的な機能の維持・保全が困難になりつつあります。

このような中、農村環境を良好に保全していくためには、市民が自然や農村と親しむ機会を増やし、農村環境の重要性について理解を深めるとともに、農村地域が主体となって集落環境を維持し発展させていく仕組みづくりが重要となります。

また、農村地域は住民の生活の場であると同時に営農の場であることから、地域住民が美しい農村景観を保全する自主的なルールをつくるための支援を行い、美しい農村景観の維持保全を目指します。

成果指標

目標2-1-5 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
新	成果指標1 農地・水保全管理事業に 取り組む活動組織数	77地区	80地区	80地区
	成果指標2 景観農業振興地域整備計 画の策定地区数	0地区	2地区	2地区

実現するための主要施策

目標2-1-5	
施策1 地域ぐるみの農村環境保全向上の推進	◆農村地域における田園・集落の景観や自然環境の保全・向上等に向けた地域の取り組みを支援します。 ・農地・水保全管理事業
施策2 農村景観の保全・創出の推進	◆農村地域において、 <u>営農とバランスのとれた農村景観を保全・創出するため、地域住民とともに景観農業振興地域整備計画の策定に取り組みます。</u> ・美しい農村景観形成支援事業

市民としてできること（仮称）

目標2-1-5	
里山や田園、水辺などの維持管理を行うボランティア活動に積極的に参加します。	

重点目標2-2 都市の機能が充実しているまち

個別目標2-2-1

都市に必要な様々な機能がコンパクトにまとまっている

個別目標を達成するための基本的な考え方

今後、本市も直面することになる人口減少時代に対応するためには、経済的発展と環境への対応を両立させることにより、日常的な生活サービスが身近な場所で受けることのできる利便性の高い快適な都市環境を次世代に継承する、持続可能なまちづくりが求められています。

このため、本市では「宮崎市都市計画マスタープラン」等に基づき、地域ごとの役割や機能分担を明確にし、自然的環境の豊かな郊外部等においては、都市構造に大きな影響を与える大規模開発等を抑制しながら、中心市街地周辺や合併四町の中心部など、それぞれの地域の拠点となるべきエリアに多様な都市機能の集積を図る、コンパクトシティの実現に取り組んでいきます。

成果指標

目標2-2-1 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 総人口に対する用途地域 内人口の割合	83.9% (H22 国調)	84.1%	<u>84.2%</u>
成果指標2 総人口に対する人口集中 地区人口の割合	69.1% (H22 国調)	69.2%	<u>69.3%</u>

実現するための主要施策

目標2-2-1	
施策1 適正な土地利用の規制・誘導	◆「宮崎市都市計画マスタープラン」等に基づき、適正な土地利用の規制・誘導に努め、人口減少時代にふさわしい自然環境と調和した利便性の高い快適な都市環境の形成を図ります。 ・「宮崎市都市計画マスタープラン」の改訂
施策2 商業機能の集積誘導	◆「宮崎市都市計画マスタープラン」等に基づき、市街化調整区域等における商業系開発を抑制し、商業系用途地域への商業機能の集積に努めます。 ・「宮崎市都市計画マスタープラン」の改訂
施策3 開発・建築の適正な誘導	◆地域の実状に応じた適正かつ合理的な土地利用の実現のため、開発・建築に関しては、関係法令等の的確な運用により、自然環境の保全並びに周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な誘導を図ります。 ・都市計画法に基づく「宮崎市開発指導要綱」、「市街化調整区域内の立地に関する審査基準」等に沿った審査・指導

市民としてできること（仮称）

目標2-2-1
人口減少時代にふさわしい都市計画（まちづくり）のあり方に関する理解を深め、既存ストック（現在利用されている土地・建物）の有効活用に努めます。

個別目標2-2-2

中心市街地の機能（交流・居住・消費・就業・移動）を享受している

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市の中心市街地は、県都の中心市街地として、政治・経済・文化など多様な都市機能が集積し、市勢発展の核としての役割が期待されていますが、モータリゼーションの進展に伴う商業機能などの郊外化やインターネットショッピングの普及などによって、中心市街地の吸引力が弱まりまちの活力が低下しています。

そのため、本市では、中心市街地活性化基本計画に基づき、市街地再開発事業や宮崎駅西口拠点施設整備事業など様々な取り組みを行い、中心市街地の活性化に努めてきたところであります。その結果、「居住人口」と「従業者数」については増加に転じ、一定の成果は得られましたが、「歩行者通行量」については伸び悩んでおり、引き続き活性化に取り組む必要があります。

今後も、活力ある地域経済社会の確立、歩いて暮らせる生活空間の創出、美しい都市空間の創出へ向けた取り組みを継続することで、多くの市民や来街者が様々な機能を享受することができるような中心市街地となることを目指します。

成果指標

目標2-2-2 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 歩行者通行量	61,233人	—	110,000人 (H28年度)
成果指標2 夜間人口(居住人口)	8,578人	—	8,400人 (H28年度)
成果指標3 昼間人口(従業者数)	34,890人 (平成21年)	—	35,283人 (H28年度)

注：中心市街地活性化法に基づき内閣総理大臣の認定を受けた宮崎市中心市街地活性化基本計画に照らし、目標値について、中間年は平成23年度、最終年は平成28年度で設定。

※ 現行の中心市街地活性化基本計画が本年度までとなっており、今後、策定予定の次期計画に合わせて、数値目標などの見直しを行うことがあります。

実現するための主要施策

目標2-2-2	
<p>施策1 にぎわいの創出</p>	<p>◆文化芸術に関する大規模な企画展、商店街との共同イベントを行うほか、定期講座やワークショップなどの充実を図るなど、中心市街地のにぎわいの創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みやざきアートセンターの管理運営 ・みやざき国際ストリート音楽祭の開催 ・空き店舗解消の促進 ・まつりえれこっちゃんみやざきの開催
<p>施策2 まちなか居住環境の向上</p>	<p>◆市民参加の植栽ボランティアや協賛金による花壇の維持管理を行うことで、更なる市民植栽ボランティア活動の充実とまちなか居住環境の向上を図ります。</p> <p>◆高齢者や子育て世帯などへ優良な賃貸住宅を供給することで、まちなか居住環境の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかフラワーパーク ・地域優良賃貸住宅の供給促進
<p>施策3 就業機会の増加 (商店街の魅力向上を含む)</p>	<p>◆県や県・市の東京事務所、宮崎に由縁のある団体等と連携を図り、中心市街地へ情報通信関連産業の誘致を積極的に展開し、雇用の場の創出と昼間人口の増加を図ります。</p> <p>◆商店街や市民と連携して、商店街の魅力向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・イベント事業の支援
<p>施策4 交通利便性の向上</p>	<p>◆中心市街地の既存市道の整備・改修を行い、歩行者と自転車の利便性の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高松通線の道路改修

市民としてできること（仮称）

目標2-2-2
<p>中心市街地が担う役割を理解し、中心市街地のまちづくりに積極的に参加します。</p>

個別目標2-2-3

適正な市街地が形成され、良好な住環境が整っている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市ではこれまで都市の発展・拡大にあわせて、健全な市街地形成に向けて土地区画整理事業を中心にしたまちづくりを進め、整備された面積が市街化区域面積の3割を超えるまでに至りました。

これからも、良好な住環境を整備するために、道路、公園等の公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図る土地区画整理事業の推進、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る市街地再開発、適正な都市機能と良好な都市環境の形成を図る地区計画や建築協定等の制度の活用を推進していきます。

これらの住環境整備に関わる各種事業・制度の推進に加え、今後は建物の既存ストックの改修や維持管理等に伴う問題の増加が懸念されており、その対応に取り組むことが求められます。

また、市営住宅においては、計画的な建替・修繕等を推進するとともに、高齢者や障害者等が安心して暮らせる優良な住宅としての活用に努めます。市営住宅以外の公的賃貸住宅等においても、市営住宅を補完する住宅セーフティネットの一部として活用を推進します。

成果指標

目標2-2-3 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 土地区画整理事業により 整備された面積	1,844.9ha	1,859.7ha	1,866.7ha
成果指標2 市民1人あたり都市公園 面積	21.9㎡	22.5㎡	22.8㎡
成果指標3 公営住宅の供給目標量 (※)	2,254戸	4,300戸	H20~H29年度 の10年間 5,200戸

※一定期間内における既存公営住宅の空き家募集の戸数や建替後の戸数等の合計

実現するための主要施策

目標2-2-3	
<p>施策1 計画的市街地の形成</p>	<p>◆土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進や地区計画・建築協定等の導入など、地域の実情に応じた適切な開発と誘導の手法を組み合わせ、計画的な市街地整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 (東部第二・松小路・南原・飯田・岡)
<p>施策2 市民に愛される公園の整備</p>	<p>◆土地区画整理事業等の整備に併せた計画的な公園整備を進めます。</p> <p>◆公園未整備地区においては借地等を活用した整備に努めます。また、整備にあたっては市民ニーズの把握に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部第二土地区画整理地区内公園整備事業 ・公園の整備(加納公園・清武総合運動公園) ・街区公園の整備 ・近隣公園の再整備 ・既設公園リフレッシュ事業
<p>施策3 快適な住空間の提供</p>	<p>◆住まいに関する情報提供・相談体制を強化し、適正な管理による良好な居住環境の確保と機能的で安全な建築物の普及を図ります。</p> <p>◆管理不全な空き家等の発生防止を図り、居住環境の保全に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築協定地域指定の推進 ・マンション管理基礎セミナー
<p>施策4 市営住宅を含む公的賃貸住宅等の適正な供給</p>	<p>◆市営住宅の計画的な建替や維持保全を行うとともに、公的賃貸住宅の一層の活用を進めます。また、民間賃貸住宅の活用を検討します。</p> <p>◆民間住宅において、高齢者に適した居住環境が確保され、高齢者が安定的に居住できるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替 ・公営住宅ストック総合改善事業 ・優良賃貸住宅家賃低廉化事業 ・地域優良賃貸住宅の供給促進 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の活用

市民としてできること（仮称）

目標2-2-3	
<p>良好な住環境を実現するため、まちづくりのルールや制度等について理解を深めます。</p>	

重点目標2-3 生活を支える基盤が整っているまち

個別目標2-3-1

自由に移動できる交通網が整備されている

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市の広域交通網については、高速道路インターチェンジや鉄道駅、空港、港湾が市街地に近接して整備されており、市域内における良好なアクセス性が確保されています。

また、道路網については、国県道を骨格とする放射状道路網に加え、内環状線・外環状線の2つの環状道路網の整備や大淀川架橋などが進められており、市街地内における交通混雑の緩和や交通ネットワークの強化が図られつつあります。

一方、公共交通機関の利用者については、モータリゼーションの進展等に伴い年々減少傾向にあり、高齢者をはじめとした交通弱者にとって特に必要不可欠なバス路線の維持・存続は、超高齢社会を迎えて大きな課題となっています。

今後は、市域の均衡ある発展や産業・観光面での競争力の強化、地域生活の利便性向上に向けた交通基盤の整備を進めるとともに、市民が自由にまた容易に移動できる効率的で利便性の高い交通体系を確立し、地域のニーズに応じた交通手段の確保に努めていきます。

成果指標

目標2-3-1 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 平成18年度以降に整備される幹線市道(都市計画道路含む)の改良延長	20km	35km	<u>38km</u>

実現するための主要施策

目標2-3-1	
<p>施策1 効率的・効果的な道路交通体系の整備</p>	<p>◆放射環状型幹線道路ネットワークの形成に向けて、費用対効果や優先度を判断して整備路線を絞り込み、計画的・効率的な道路整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和通線(小戸之橋架替)の整備 ・吉村通線(曾師工区)の整備 ・南原通線の整備 ・宮崎駅東通線(西中工区)の整備 ・新町停車場線(新町橋)の整備
<p>施策2 身近な生活道路の整備</p>	<p>◆歩行者や自転車、車両が安全に通行できるよう、狭あいな道路や線形が複雑な道路については、拡幅・改良を進めます。また、交通混雑の解消や交通の利便性を図る道路の整備を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和通線(小戸之橋架替)の整備 ・吉村通線(曾師工区)の整備 ・南原通線の整備 ・宮崎駅東通線(西中工区)の整備 ・新町停車場線(新町橋)の整備
<p>施策3 公共交通機関の利用促進</p>	<p>◆公共交通機関の維持・継続と、公共交通機関利用への転換を積極的に促進するため、関係機関と協力しながら利用促進に向けた啓発活動を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方バス路線の存続支援
<p>施策4 住民参画型コミュニティバスの運行支援</p>	<p>◆住民自らが運営に参画するコミュニティバスが、安定的・継続的に運行できるように支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行補助

市民としてできること(仮称)

目標2-3-1
<p>公共交通機関の積極的な利用を心がけます。また、コミュニティバスの必要性を認識し、安定的・継続的な運行が行えるよう協力します。</p>

**個別目標2-3-2
生活環境におけるバリアフリーが整っている**

個別目標を達成するための基本的な考え方

本市では、「宮崎市福祉のまちづくり条例」(平成13年度施行)に基づき、市内の道路や建築物など、高齢者や障害のある人などに対する障壁を解消するため、市民との協働により、バリアフリーのまちづくりを進めています。

あらゆる人が社会参加できる生活環境を目指すためには、市と市民、事業者等が一体となって連続的なバリアフリー化を推進し、円滑な移動のための環境を整えることが必要です。

こうした社会の実現にはハード面の整備だけでなく、市民一人一人が高齢者や障害のある人の移動や住環境などにおける困難な状況を自らの問題として考える「心のバリアフリー」の認識を深めることも重要なことです。

今後もハード面やソフト面のバリアフリー化を進めるとともに、それを踏まえた「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方によるユニバーサル社会の実現を目指します。

成果指標

目標2-3-2 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 福祉のまちづくり条例に基づく届出建築物と適合証を交付した建築物の割合	54.0%	56.0%	<u>58.0%</u>
成果指標2 市営住宅における高度のバリアフリー化率	28.7%	40.0%	43.0%

実現するための主要施策

目標2-3-2	
施策1 建築物のバリアフリー化	<p>◆宮崎市福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害のある人が安全かつ円滑に利用できるよう建築物のバリアフリー化を進めます。</p> <p>・福祉のまちづくり条例に基づく事前協議や適合証の交付</p>
施策2 交通のバリアフリー化	<p>◆交通の安全性や利便性を高めるため、駅・バスターミナルなどの交通拠点や歩行者空間のバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>◆<u>道路の歩道等の整備・改修を行い、歩行者と自転車の利便性の向上を図ります。</u></p> <p>・土地区画整理事業(東部第二、松小路、南原、飯田、岡) ・昭和通線(小戸之橋架替)の整備 ・吉村通線(曾師工区)の整備 ・南原通線の整備 ・宮崎駅東通線(西中工区)の整備</p>
施策3 市営住宅のバリアフリー化	<p>◆市営住宅の計画的な建替に合わせ、バリアフリー化に取り組みます。</p> <p>・市営住宅建替事業</p>
施策4 「心のバリアフリー」の促進	<p>◆<u>バリアフリー化の重要性について啓発を図るとともに、高齢者や障害のある人を含めた全ての人に暮らしやすいまちづくりに努めます。</u></p> <p>・福祉のまちづくり条例に基づく適合証の交付 ・バリアフリー検討会による建築物の選考</p>

市民としてできること（仮称）

目標2-3-2
<p>人に対するいたわりの心を養い、支援が必要な人に対して、適切に手を差し伸べられるよう心がけます。また、高齢になっても安全に安心して暮らすことができるよう、自らの住居等のバリアフリー化に努めます。</p>

**個別目標2-3-3
安心して良質な水を利用している**

個別目標を達成するための基本的な考え方

安全で良質な水の安定供給は、市民の暮らしの根幹を支える大切なものです。

本市では、上水道、簡易水道、その他貯水槽水道によって良質な水の安定供給に努め、平成23年度末現在、普及率は98.7%になっていますが、水道事業として受益者負担による収入の確保や、より一層の経営の効率化により、信頼性が高く持続可能な水道システムを構築していくことが求められています。

また、近年の市民生活の多様化や東日本大震災の発生により、水質管理機能の強化や施設の耐震性の確保、老朽化した施設の更新などに早急に取り組むことが求められています。

こうしたことから、今後も安全で良質な水を安定的に供給できるよう、適切な施設管理や災害に対する機能強化を図るとともに、経営の効率化に取り組んでいきます。

成果指標

目標2-3-3 (目標の達成度を測る指標)	現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
成果指標1 配水管等(管径150mm以上)の耐震化率	31%	35%	37%
成果指標2 鉛製給水管の解消率	29%	44%	51%

実現するための主要施策

目標2-3-3	
<p>施策1 安定給水の確保</p>	<p>◆長期的に安定して給水するため、老朽化の進行や、災害時の脆弱性があると診断された基幹浄水場の整備を進めます。 また、配水管等（管径 150 mm以上）の新設及び布設替工事において、耐震管により施工します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下北方浄水場の大規模改修 ・富吉浄水場の電気設備更新工事 ・幹線管路の更新 ・経年管の更新
<p>施策2 給水管理の充実</p>	<p>◆鉛製給水管の計画的な解消に努めるとともに、簡易専用水道や貯水槽水道に対する管理指導の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水管の取替 ・経年塩ビ管の更新 ・漏水修理事業
<p>施策3 水道事業の効率的運営</p>	<p>◆業務の合理化や効率化を進めるなど経営基盤の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期財政収支計画の見直し ・上下水道事業マスタープランの見直し(平成 26 年度) ・簡易水道事業の水道事業への統合

市民としてできること（仮称）

目標2-3-3	
<p>水の安定供給に対する理解と関心を深め、水道水を大切に使います。</p>	

個別目標2-3-4

高度情報通信を利用して、情報サービスを楽しんでいる

個別目標を達成するための基本的な考え方

近年、情報化社会を取り巻く技術革新は目覚ましく、特に、モバイル端末を代表する携帯電話の多機能化と利用サービスの高度化には目を見張るものがあり、誰もが必要な情報を必要なときに入手できる環境が整いつつあります。

本市では、情報格差解消を図るため、ケーブルテレビのエリア拡大の促進に取り組んでいますが、市全域をカバーできていない状況です。ケーブルテレビ網は、テレビ放送の多チャンネル化とともに、インターネットの高速化を可能とする情報通信基盤という側面もあるため、新市建設計画・新市基本計画に基づいたエリア拡大の促進が必要となっています。

また、コンピュータを活用した行政情報システムにおいては、新しい技術を使ったシステムの構築が求められており、行政事務や窓口サービスの迅速化・効率化に向けた情報基盤の整備が必要となってきています。一方、行政や民間事業者が発信する情報サービスの受け手側には、情報機器の操作技術だけでなく、情報の適切な活用や情報化に関する知識など情報活用能力を習得することが求められています。

さらに、高度な情報ネットワーク社会においては、個人情報の保護や情報資産の外部脅威からの防御、災害に対する備えが重要な課題となるため、引き続き、個人情報保護対策や情報セキュリティ対策、防災対策を講じていく必要があります。

成果指標

目標2-3-4 (目標の達成度を測る指標)		現状値 H23(2011)年度	目標値(中間年度) H27(2015)年度	目標値(最終年度) H29(2017)年度
新	成果指標1 インターネット利用率 (※)	79.1%	全国の数値と同等の利用率	全国の数値と同等の利用率

※目標値は総務省が毎年実施する「通信利用動向調査」により数値を把握し、市民の利用率に関しては市民アンケート等により把握する。

実現するための主要施策

目標2-3-4	
施策1 情報格差解消の推進	<p>◆新市建設計画・新市基本計画で位置づけられたCATVのエリア拡大を促進しながら、情報格差の解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケーブルテレビのエリア拡大への補助
施策2 情報基盤の整備	<p>◆行政情報システムの情報基盤の整備を進め、行政事務の効率化を図るとともに、市民・事業者が必要なときに情報を入手でき、行政サービスを受けられる環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンシャインコミュニティシステムの運用管理 ・庁内行政情報ネットワーク事業 ・情報システムの再構築
施策3 情報活用能力の向上	<p>◆情報技術革新への対応として、サービス利用者となる市民の情報活用能力の向上を支援していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や公民館等におけるパソコン研修
施策4 情報セキュリティ対策の強化	<p>◆最新の情報技術に対応したセキュリティ対策を施し、個人情報保護・情報資産の外部脅威からの防御に努めます。さらに、防災対策を講じ、非常時に備えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ研修の実施 ・ウイルス対策ソフトの更新 ・迷惑メール対策運用支援事業

市民としてできること（仮称）

目標2-3-4
<p>高度情報化社会に対応できるよう、情報活用能力の習得に努めます。また、個人情報保護やセキュリティ対策など、情報ネットワーク利用におけるマナーを守ります。</p>